

背景

- 親事業者の海外展開や国内での集約化等が進み、下請中小企業は厳しい状況に直面している。
- 他方、顧客の需要に対応した商品・サービスの提供（課題解決型ビジネス）を行う下請中小企業の業況は比較的好調である。
- 下請中小企業が、課題解決型ビジネスの展開に向けた新事業活動を行うことにより、自立的に取引先の開拓を図ることが急務。

1. 「特定下請連携事業計画」の創設

- 新たに、国が認定して支援を行う「特定下請連携事業計画」を創設する。

※特定下請連携事業計画・・・2以上の下請中小企業が有機的に連携して新事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との取引を開始・拡大し、特定親事業者への依存の状態の改善を図る計画。

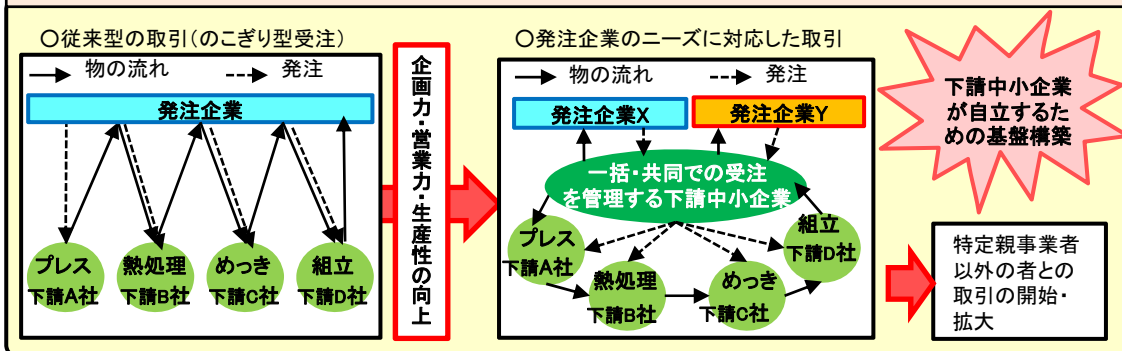
2. 支援措置

- ① 中小企業信用保険法の普通保険、無担保保険、特別小口保険の別枠の設定
- ② 資本金が3億円を超える下請事業者等を中小企業投資育成株式会社の投資対象に追加
- ③ 下請企業振興協会による協力（例：下請企業振興協会による下請取引あっせん）

3. 振興基準で定める事項の追加

- 計画の認定基準及び当該計画の円滑な実施のため、親事業者、下請事業者それぞれの協力・努力に関する事項として、「下請事業者の自主的な事業の運営の推進に関する事項」等を追加。
- 振興基準を定めるに当たっては、小規模企業者の下請取引の実態等の事情を勘案することを明記。

1. 「特定下請連携事業計画」の対象となる取組の例



(参考) 予算・金融上の措置

- ① 下請中小企業が行う課題解決型ビジネス等の取組に対する補助金
【7億円(内数) 補助上限:2,000万円 補助率2/3】
- ② 日本政策金融公庫による融資【低利融資制度:特別利率③】

下請中小企業数(製造業)の推移

	平成18年	20年	22年	18年～22年 増減(%)
製造業	61,051	66,369	49,042	▲ 12,009 (▲19.7%)
うち小規模事業者	45,082	49,933	37,434	▲ 7,648 (▲17.0%)

中小企業実態基本調査(再編加工)